

# 宇都宮共和大学情報公開規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人須賀学園（以下、「本法人」という。）の情報公開規程に基づき、情報を積極的に公にすることによって、宇都宮共和大学（以下、「本学」という。）の公共性や社会的責任を明確にすることを目的とし、情報公開の実施及び情報の管理に関し、必要な事項について定める。

(定義)

第2条 この規程において、「大学文書」とは、本学において職務上作成され、又は取得した文書、図画、写真、映像等の記録及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式やその他、人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、本学が組織的に用いるものとして、保有しているものをいう。

(解釈及び運用の指針)

第3条 本学は、大学文書の開示に当たっては、本学の保有する情報が積極的に公開されるよう、この規程を解釈し、運用するものとする。

2 本学は、この規程の解釈及び運用に当たっては、個人の秘密その他の通常他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう、最大限の配慮をしなければならない。

(積極的に公開する情報の範囲及びその方法)

第4条 本学は、別紙に定めた情報を記録した大学文書を積極的に公開するものとする。

2 前項に定める情報の公開は、事務局に備えて一般の閲覧に供する方法及びインターネットの利用その他の情報通信技術を利用する等の方法により行うものとする。

3 前2項によるものにかかわらず、本学はその諸活動について、その保有する情報の公開に関する施策の充実に努めるものとする。

(開示請求できる者)

第5条 次に掲げる者は、本学に対して、本学の保有する文書の開示請求をすることができる。

- 一 本学に在籍する学生、授業料その他の納入金負担者
- 二 本学関係者
- 三 栃木県の区域内に住所を有する者
- 四 栃木県の区域内に主たる事務所等を有する個人及び法人その他の団体
- 五 その他、本学に対して文書の開示を求める正当な事由があると学長が認めた者

(開示請求の方法)

第6条 第4条第1項に係る大学文書以外のものについての開示請求(以下「開示請求」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した文書開示請求(様式第1号。以下「開示請求書」という。)を本学に提出しなければならない。

- 一 個人にあつては、住所及び氏名、法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地、名称及び代表者の氏名、連絡先が前記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所、氏名、電話番号
- 二 開示請求に係る文書を特定するために必要な事項
- 三 その他本学が別に定める事項

2 本学は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない。この場合において、本学は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(開示請求に対する決定等)

第7条 開示決定等は、開示請求があつた日から30日以内に文書開示決定通知書(様式第2号)により通知する。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 本学は、前条第2項の補正が正当な理由なく行われなるときは、開示請求者に対し、開示請求に係る文書を開示しないことを文書不開示決定通知書(様式第3号)により通知する。

3 第1項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第1項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、本学は、開示請求者に対し、延長する理由及び期間を決定期間延長通知書(様式第4号)により通知する。

4 開示請求に係る大学文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条規定にかかわらず、開示請求に係る大学文書のうち相当の部分につき当該期間内に開示決定をし、残りの大学文書については相当の期間内に開示決定等を行うことができる。この場合において、本学は、開示請求があつた日から30日以内に、開示請求者に対し、決定期間特例延長通知書(様式第5号)により通知する。

(不開示情報)

第8条 本学は、開示請求があつたときは、開示請求に係る大学文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、当該大学文書に係る開示の決定をするものとする。開示しない理由がある場合は、本学は、開示請求者に対し、文書不開示決定通知書(様式第3号)により通知する。

一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活、又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

二 本学及び本法人に関する情報又は事業を含む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活、又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、本学及び本法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 本学及び本法人の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの、その他開示しないことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

三 本学及び本法人等の事務又は事業に関する事項であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれ、又は特定の者に不利益を及ぼすおそれがあるもの

四 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人との事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

（部分開示）

第9条 本学は、開示請求に係る大学文書に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区別して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき、本学は開示請求者に対し、文書部分開示決定通知書（様式第6号）により通知し、開示決定等をするものとする。

（公益上の理由による裁量的開示）

第10条 本学は、開示請求に係る大学文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該大学文書を開示することができる。

（大学文書の存否に関する情報）

第11条 開示請求に対し、当該開示請求に係る大学文書が存在しているか否かを答えるだ

けで、不開示情報を開示することとなるときは、本学は、当該大学文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することを、文書開示請求拒否決定通知書（様式第7号）又は文書不存在決定通知書（様式第8号）により通知する。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第12条 本学は、開示請求に係る大学文書に開示請求者以外の者（以下、「第三者」という。）に関する情報が記載されているときは、開示決定等をするに当たり、当該情報に係る第三者に対し、通知（様式第9号）を行い、文書開示に係る意見書（様式第10号）を提出する機会を与えることができる。

2 前項の規定により意見書の提出機会を与えられた第三者が、当該大学文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日の間にすくなくとも2週間を置かなければならない。この場合において、本学は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、書面（様式第11号）により通知するものとする。

（開示の実施等）

第13条 大学文書の開示は、開示請求者に対し、閲覧（電磁的記録については、用紙に出力したものの閲覧）により行うものとする。ただし、電磁的記録については、その種別、情報化の進展状況等を勘案し、用紙に出力したものの閲覧以外の方法により行うことがある。

2 大学文書の開示は、本学が定める場所において実施するものとする。

（異議の申出等）

第14条 開示決定等に不服があるものは、開示決定等を知った日の翌日から起算して60日以内に、本学に対し、書面により異議の申出をすることができる。

2 本学は、異議の申出があったときは、遅滞なく必要な措置を講ずるとともに、書面により回答するものとする。

（文書の管理）

第15条 本学は、この規程の適正かつ円滑な運用に資するため、文書を適正に管理しなければならない。

（財務情報開示）

第16条 財務情報開示については、別に定める学校法人須賀学園情報公開規程細則による。

（費用負担）

第17条 この規程により、文書、図画、写真、映像等の閲覧及びその他の物品の供与を受ける者は、本学が定める当該閲覧及び供与に要する費用を負担しなければならない。

（その他）

第18条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施のため必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

## 本学が積極的に公開する情報

### 1. ホームページ等による情報提供

掲載項目	掲載内容
大学概要	沿革，理念・目的，特色，基本的情報（学則定員，学生数，教員数，施設設備）等
学部・学科	学部・学科の特色，教育課程，取得できる免許・資格，シラバス学科行事，教職員紹介，FD活動等
学生生活	大学祭，スポーツ祭，学友会活動，部・サークル紹介・活動，食堂等
進路状況	進路状況，進路支援等
入試・入学	入試情報，オープンキャンパス，進学説明会，学納金，奨学金制度等
研究センター	都市経済研究センター・子育て支援研究センター等の活動及び年間計画
公開講座等	オープンセミナー，公開講座，宇都宮市民大学講座，県民カレッジ連携講座等
同窓会	同窓会規約，同窓会活動等
情報公開	学則・各種規程，自己点検報告書，設置認可申請書，設置届出書，設置計画履行状況報告書等
財務状況	事業報告書，資金収支計算書，消費収支計算書，貸借対照表，財産目録，監査報告書

### 2. 刊行物等による情報提供

「研究論叢・紀要」の刊行	教員の研究論文，外部との共同研究，研究ノート，教育実践及び社会活動の記録
「都市経済・子育て支援研究センター年報」の刊行	本学が主催する公開講座やシンポジウム及び講演会，教員・在学生・卒業生の教育研究活動や地域との共同研究の成果や記録
研究者名鑑，出前授業・出張講座紹介リーフレット	研究結果の地域への還元，地域貢献のための情報発信

## 文書開示請求書

宇都宮共和大学  
学長 様

宇都宮共和大学情報公開規程第6条第1項の規定により、次のとおり文書の開示を請求します。なお、閲覧に際しては、宇都宮共和大学情報公開規程を遵守し、貴大学には一切迷惑をかけません。

平成 年 月 日

開示請求者 郵便番号  
住 所

（法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地）

フリガナ  
氏 名 印

（法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）

連絡先

（連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号）

### 記

1. 閲覧希望日時

平成 年 月 日 ( )  
( 午前 ・ 午後 ) 時 分 ~ 時 分

2. 開示請求する大学文書の名称等

（開示請求する大学文書が特定できるよう、大学文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。）

3. 開示請求する理由

--

本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 教職員証
	<input type="checkbox"/> 健康保険証	<input type="checkbox"/> その他 ( )

※ 以下は何も記入しないでください。

学 長	局 長	次 長	総務課	教務課	学生課	係

手数料 \_\_\_\_\_ 円

領収印

## 文書開示決定通知書

第 号

様

年 月 日付けで申出のあった文書の開示請求については、宇都宮共和大学  
情報公開規程第7条第1項の規定により、次のとおりその全部を開示することに決定しま  
したので通知します。

年 月 日

宇都宮共和大学  
学 長

印

文書の件名	
開示の日時	年 月 日（ ） 午前 時から 午前 時まで 午後 午後
開示の場所	
開示の方法	1 閲 覧                      2 その他（ ）
備 考	

- 注1 開示の日時が都合の悪い場合は、あらかじめ担当にご連絡ください。  
2 開示の当日は、この通知書をご持参ください。  
3 開示に際しては、費用がかかる場合がありますのでご了承ください。

様式第3号（第7，8条関係）

## 文書不開示決定通知書

第 号

様

年 月 日付けで申出のあった文書の開示請求については、宇都宮共和大学  
情報公開規程第7条第2項，第8条の規定により，次のとおり開示しないことに決定しま  
したので通知します。

年 月 日

宇都宮共和大学

学 長

印

文書の件名	
開示しない理由	宇都宮共和大学情報公開規程第7条第2項，第8条に該当
※ 上記の理由 がなくなる期日	年 月 日
備 考	

注 ※の欄には，開示しない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合にその期  
日を記入してあります。開示を希望する場合には，当該期日以後改めて申出してください。

（教 示）

この決定について不服がある場合は，宇都宮共和大学情報公開規程14条の規定により，この決定  
があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に，宇都宮共和大学長に対し，書面により異  
議の申出をすることができます。

様式第4号（第7条関係）

## 決定期間延長通知書

第 号

様

年 月 日付で申出のあった文書の開示請求については、宇都宮共和大学  
情報公開規程第7条第3項の規定により、次のとおり決定期間を延長しましたので通知し  
ます。

年 月 日

宇都宮共和大学  
学 長

印

文 書 の 件 名	
宇都宮共和大学情報公開 規程第7条第1項の規定 による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延 長 後 の 決 定 機 関	年 月 日から 年 月 日まで
延 長 の 理 由	
備 考	

様式第5号（第7条関係）

## 決定期間特例延長通知書

第 号

様

年 月 日付けで申出のあった文書の開示請求については、宇都宮共和大学  
情報公開規程第7条第4項の規定により、次のとおり決定期間を延長しましたので通知し  
ます。

年 月 日

宇都宮共和大学  
学 長

印

文 書 の 件 名	
開示請求に係る文書のうち開示請求があった日から起算して60日以内に開示決定をする部分	
残りの文書について開示決定等をする期限	
宇都宮共和大学情報公開規程第7条第4項を適用する理由	
備 考	

様式第6号（第9条関係）

## 文書部分開示決定通知書

第 号

様

年 月 日付けで申出のあった文書の開示請求については、宇都宮共和大学情報公開規程第9条の規定により、次のとおりその一部を開示することに決定しましたので通知します。

年 月 日

宇都宮共和大学  
学 長

印

文書の件名	
開示しない部分	
開示しない理由	宇都宮共和大学情報公開規程第9条に該当
※ 上記の理由 がなくなる期日	年 月 日
開示の日時	年 月 日 ( ) 午前 時から 午前 時まで 午後 午後
開示の場所	
開示の方法	1 閲覧 2 その他 ( )
備考	

注1 開示の日時が都合の悪い場合は、あらかじめ担当にご連絡ください。

2 開示の当日は、この通知書をご持参ください。

3 ※の欄には、開示しない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合にその期日を記入してあります。開示を希望する場合には、当該期日以後改めて請求してください。

4 開示に際しては、費用がかかる場合がありますのでご了承ください。

(教 示)

この決定について不服がある場合は、宇都宮共和大学情報公開規程14条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、宇都宮共和大学学長に対し、書面により異議の申出をすることができます。

様式第7号（第11条関係）

## 文書開示請求拒否決定通知書

第 号

様

年 月 日付けで申出のあった文書の開示請求については、宇都宮共和大学情報公開規程第11条の規定により、次のとおりその存否を明らかにしないで開示請求を拒否することに決定しましたので通知します。

年 月 日

宇都宮共和大学  
学 長

印

文書の件名	
開示請求を拒否する理由	宇都宮共和大学情報公開規程第11条に該当
備 考	

（教 示）

この決定について不服がある場合は、宇都宮共和大学情報公開規程14条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、宇都宮共和大学長に対し、書面により異議の申出をすることができます。

様式第8号（第11条関係）

## 文書不存在決定通知書

第 号

様

年 月 日付で申出のあった文書の開示請求については、次のとおりその文書を保有しておりませんので、宇都宮共和大学情報公開規程第11条の規定により通知します。

年 月 日

宇都宮共和大学  
学 長

印

文書の件名	
文書を保有していない理由	
備 考	

（教 示）

この決定について不服がある場合は、宇都宮共和大学情報公開規程14条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、宇都宮共和大学長に対し、書面により異議の申出をすることができます。

様式第9号（第12条関係）

番 号  
年 月 日

様

宇都宮共和大学  
学 長

印

公文書開示に係る意見について（照会）

あなた

宇都宮共和大学情報公開規程に基づき、  
貴 に関する情報が記録された

文書について開示請求がありました。

つきましては、当該文書の開示をするかどうかの決定を行うに際し参考としたいので、

あなた

別紙「文書の開示に係る意見書」により、  
貴 の意見を提出されるようお願いし

ます。

なお、意見書は、 年 月 日までに提出されるようお願いいたします。

文 書 の 件 名	
文書に記録されている あなた に関する情報 貴	

## 文書開示に係る意見書

宇都宮共和大学長 様

年 月 日付で照会のあったこのことについて、次のとおり回答します。

年 月 日

氏 名

（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）

住 所

（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地）

連 絡 先（電話番号）

1 開示されても支障を生じない。

2 開示されると支障を生じる。

・開示により支障を生じる部分

・その他の理由

注 該当する番号を○で囲み、必要な事項を記入してください。

番 号  
年 月 日

様

宇都宮共和大学  
学 長

印

文書の開示決定について（通知）

あなた  
年 月 日付け 第 号で照会した に関する情報  
貴

開示する  
が記録されている文書について、次のとおり 部分開示する ことに決定されました。  
開示しない

公文書の件名	
開示することと あなた した 貴 に関する情報	
開示の日時	年 月 日 ( ) 午前 時から 午前 時まで 午後 午後
開示の場所	
開示の方法	1 閲覧 2 その他 ( )

（教 示）

この決定について不服がある場合は、宇都宮共和大学情報公開規程14条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、宇都宮共和大学長に対し、書面により異議の申出をすることができます。